

ダウンロード

○産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則

平成十四年三月二十六日

規則第十二号

改正 平成一七年 三月 四日規則第八号 平成二五年 三月二九日規則第三一号
平成二七年一二月二五日規則第六五号 令和 元年 六月二八日規則第四九号

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則をここに公布する。

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例（平成十四年愛知県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

追加〔平成二五年規則三一号〕

(指定減額希望区域等の指定の申出等)

第三条 市町村長は、条例第二条第一項の規定により区域及び事業の指定を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 指定を申し出る一団の土地の区域（以下「指定減額希望区域」という。）の名称及び面積
 - 二 指定を申し出る事業（以下「指定減額希望事業」という。）
 - 三 指定減額希望区域及び指定減額希望事業に係る産業立地の促進のための計画の概要
 - 四 指定減額希望区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する区域区分及び同法第八条第一項に規定する地域、地区又は街区（以下「区域区分等」という。）が定められている場合にあつては、当該区域区分等の種類
- 2 前項の申出書には、指定減額希望区域を示す図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、条例第二条第一項の規定により指定をしたときは、その旨並びに当該指定に係る区域及び事業を愛知県公報に登載するものとする。
- 4 前三項の規定は、条例第二条第一項に規定する指定を変更する場合について準用する。
- 5 市町村長は、条例第二条第一項に規定する指定の解除を申し出ようとするときは、当該解除に係る区域の名称及び理由を記載した申出書を知事に提出しなければならない。
- 6 第三項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

(減額に係る家屋及び償却資産の取得価額の合計額等の算定)

第四条 条例第二条第一項第一号に規定する合計額の算定については、当該合計額に係る償却資産は、当該合計額に係る減額対象家屋が最初に減額対象事業の用に供された日において当該減額対象事業の用に供されている償却資産に限るものとする。

2 条例第二条第一項第二号に規定する労働者の数の算定については、当該労働者に係る減額対象家屋が最初に減額対象事業の用に供された日現在における数値とする。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

(指定免除希望区域の指定の申出等)

第五条 特区が存する市町村の長は、条例第三条第一項の規定により区域の指定を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 指定を申し出る区域（以下「指定免除希望区域」という。）の名称及び面積
- 二 指定免除希望区域に係る航空宇宙関連産業の立地の促進のための計画の概要
- 三 指定免除希望区域内において区域区分等が定められている場合にあつては、当該区域区分等の種類

- 2 前項の申出書には、指定免除希望区域を示す図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
 - 3 第三条第三項から第六項までの規定は、条例第三条第一項に規定する指定について準用する。
追加〔平成二五年規則三一号〕
(課税免除に係る家屋及び償却資産の取得価額の合計額等の算定)
- 第六条 第四条第一項の規定は条例第三条第一項第一号に規定する合計額の算定について、第四条第二項の規定は条例第三条第一項第二号に規定する労働者の数の算定について準用する。この場合において、第四条中「減額対象家屋」とあるのは「免除対象家屋」と、「減額対象事業」とあるのは「免除対象事業」と読み替えるものとする。
- 追加〔平成二五年規則三一号〕
(減額についての知事の確認に係る申請)
- 第七条 条例第二条第一項の規定による減額を受けようとする者が、条例第七条の規定により同項の規定の適用を受ける不動産の取得であることについて確認を受けようとするときは、減額対象家屋が最初に減額対象事業の用に供された日から三十日以内に、対象不動産確認申請書(様式第一)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 減額対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - 二 減額対象家屋に係る売買契約書又は新築工事の請負契約書の写し及びこれらの契約書に係る領収書の写し
 - 三 減額対象不動産の登記事項証明書
 - 四 減額対象家屋の配置図及び平面図
 - 五 減額対象家屋及びその敷地となる土地において減額対象事業の用に供する償却資産の名称及び取得価額を証する書類
 - 六 減額対象家屋において常時雇用する労働者の数を証する書類
 - 七 減額対象事業者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 3 条例第二条第三項の規定による減額を受けようとする者が、条例第七条の規定により同項の規定の適用を受ける土地の取得であることについて確認を受けようとするときは、減額対象家屋が最初に減額対象事業の用に供された日から三十日以内に、対象不動産確認申請書(様式第二)を知事に提出しなければならない。
 - 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 減額対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し
 - 二 減額対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書
 - 三 完全支配関係に関する申立書(様式第三)
 - 四 減額対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類一部改正〔平成一七年規則八号・二五年三一号〕
(課税免除についての知事の確認に係る申請)
- 第八条 条例第三条第一項の規定による課税免除を受けようとする者が、条例第七条の規定により同項の規定の適用を受ける不動産の取得であることについて確認を受けようとするときは、免除対象家屋が最初に免除対象事業の用に供された日から四月以内に、対象不動産確認申請書(様式第一)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 免除対象家屋に係る売買契約書又は新築工事の請負契約書の写し及びこれらの契約書に係る領収書の写し
 - 二 免除対象家屋の敷地となる土地を取得した場合にあっては、当該土地に係る売買契約書の写し及び当該土地の登記事項証明書
 - 三 免除対象家屋の登記事項証明書
 - 四 免除対象家屋の配置図及び平面図

- 五 免除対象家屋及びその敷地となる土地において免除対象事業の用に供する償却資産の名称及び取得価額を証する書類
 - 六 免除対象家屋において常時雇用する労働者の数を証する書類
 - 七 免除対象家屋において行われた免除対象事業の三月間の実績を記載した書類
 - 八 免除対象事業者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書
 - 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 条例第三条第三項の規定による課税免除を受けようとする者が、条例第七条の規定により同項の規定の適用を受ける土地の取得であることについて確認を受けようとするときは、免除対象家屋が最初に免除対象事業の用に供された日から四月以内に、対象不動産確認申請書（様式第二）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 免除対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し
 - 二 免除対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書
 - 三 完全支配関係に関する申立書（様式第三）
 - 四 免除対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 追加〔平成二五年規則三一号〕

（減額に係る徴収猶予についての知事の確認に係る申請）

第九条 条例第四条第一項の規定による徴収猶予を受けようとする者が、条例第七条の規定により条例第二条第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地の取得であることについて確認を受けようとするときは、減額対象家屋の敷地となる土地を取得した日から三十日以内に、次に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第二条第一項の規定の適用を受ける土地の取得 対象不動産確認申請書（様式第一）
 - 二 条例第二条第三項の規定の適用を受ける土地の取得 対象不動産確認申請書（様式第二）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 減額対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し
 - 二 減額対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書
 - 三 減額対象事業者との間に完全支配関係がある者が減額対象家屋の敷地となる土地を取得した場合にあっては、完全支配関係に関する申立書（様式第三）
 - 四 減額対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 追加〔平成二五年規則三一号〕

（課税免除に係る徴収猶予についての知事の確認に係る申請）

第十条 条例第四条第二項において準用する同条第一項の規定による徴収猶予を受けようとする者が、条例第七条の規定により条例第三条第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地の取得であることについて確認を受けようとするときは、免除対象家屋の敷地となる土地を取得した日から三十日以内に、次に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第一項の規定の適用を受ける土地の取得 対象不動産確認申請書（様式第一）
 - 二 条例第三条第三項の規定の適用を受ける土地の取得 対象不動産確認申請書（様式第二）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 免除対象家屋の敷地となる土地に係る売買契約書の写し
 - 二 免除対象家屋の敷地となる土地の登記事項証明書
 - 三 免除対象事業者との間に完全支配関係がある者が免除対象家屋の敷地となる土地を取得した場合にあっては、完全支配関係に関する申立書（様式第三）
 - 四 免除対象家屋において行われる免除対象事業の計画を記載した書類
 - 五 免除対象家屋の敷地となる土地を取得した者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書

- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 条例第四条第三項において準用する同条第一項の規定による徴収猶予を受けようとする者が、条例第七条の規定により条例第三条第一項の規定の適用を受ける家屋の取得であることについて確認を受けようとするときは、免除対象家屋を取得した日から三十日以内に、対象不動産確認申請書（様式第一）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 免除対象家屋の登記事項証明書
 - 二 免除対象家屋において行われる免除対象事業の計画を記載した書類
 - 三 免除対象事業者が会社である場合にあっては、その登記事項証明書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成二五年規則三一号〕

（減額、課税免除又は還付に係る申請）

第十一条 条例第二条第一項若しくは第三項の規定による減額、条例第三条第一項若しくは第三項の規定による課税免除又は条例第六条において準用する愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）第四十三条の十六第一項の規定による還付を受けようとする者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を県税事務所に提出しなければならない。

- 一 条例第二条第一項の規定による減額若しくは条例第三条第一項の規定による課税免除又は当該減額若しくは課税免除に係る還付を受けようとする場合 産業立地の促進に係る不動産取得税減額等申請書（様式第四）
 - 二 条例第二条第三項の規定による減額若しくは条例第三条第三項の規定による課税免除又は当該減額若しくは課税免除に係る還付を受けようとする場合 産業立地の促進に係る不動産取得税減額等申請書（様式第五）
- 2 前項の申請書には、条例第七条の規定により確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

（徴収猶予申告書等）

第十二条 条例第四条第四項に規定する申告書は、次の各号に掲げる土地又は家屋の取得の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 条例第二条第一項又は第三条第一項の規定の適用を受ける土地の取得 産業立地の促進に係る不動産取得税徴収猶予申告書（様式第六）
- 二 条例第二条第三項又は第三条第三項の規定の適用を受ける土地の取得 産業立地の促進に係る不動産取得税徴収猶予申告書（様式第七）
- 三 条例第三条第一項の規定の適用を受ける家屋の取得 産業立地の促進に係る不動産取得税徴収猶予申告書（様式第八）

2 前項の申告書には、条例第七条の規定により確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

（減額通知書）

第十三条 愛知県県税規則（昭和二十五年愛知県規則第五十八号。以下「県税規則」という。）第二十九条の十四の規定は、条例第二条第一項又は第三項の規定により不動産取得税を減額した場合又は減額を認めない場合について準用する。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

（課税免除通知書）

第十四条 県税事務所長は、条例第三条第一項又は第三項の規定により不動産取得税の課税免除をした場合又は課税免除を認めない場合においては、不動産取得税課税免除（申請却下）通知書（様式第九）により申請者に通知しなければならない。

追加〔平成二五年規則三一号〕

（徴収猶予の通知）

第十五条 県税規則第二十九条の十五の規定は、条例第四条の規定により徴収猶予をする場合又は徴収猶予を認めない場合について準用する。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

(徴収猶予の取消通知)

第十六条 県税規則第二十九条の十六の規定は、条例第五条の規定により徴収猶予の取消しをする場合について準用する。

一部改正〔平成二五年規則三一号〕

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月四日規則第八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第三十一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十五日規則第六十五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日規則第四十九号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

様式第1

(第7条―第10条関係)

一部改正〔平成25年規則31号・令和元年49号〕

様式第2

(第7条―第10条関係)

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第3

(第7条―第10条関係)

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第4

(第11条関係)

一部改正〔平成25年規則31号・令和元年49号〕

様式第5

(第11条関係)

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第6

(第12条関係)

一部改正〔平成25年規則31号・令和元年49号〕

様式第7

(第12条関係)

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第8

(第12条関係)

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第9

(第14条関係)

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔平成27年規則65号・令和元年49号〕